

「テロ等組織犯罪準備罪」法案の提出中止を求める決議

安倍政権は人権侵害との国民の批判を浴びて3度廃案になってきた共謀罪法案を名称を変えて国会に提出しようとして準備している。

今度は装いを変え、共謀罪の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」とし、対象も「組織的犯罪集団」に限るとしているが、対象犯罪については、前と同じ600を超えたままである。

共謀罪では、複数の人が犯罪を行うことを話し合い合意したとみなされれば罪に問われることになるが、今回はそういう行為だけでは犯罪とせず、「準備行為」という要件を加えると言われている。しかし準備行為という定義は曖昧な上「資金や物品の取得」、「その他」となっている。集団のうちの1人が犯罪の準備をしたということで、これまでと同様、全く犯意のない人まで「同意をした」とされ、捜査当局の恣意的判断で犯罪者とされてしまう懸念は、依然として残っている。

対象についても、これまでの「団体」を「組織的犯罪集団」に変更した。しかし、「2人以上で計画した」グループが組織的犯罪集団として追及されるのであるから、内容が変わったのではなく、一般の市民団体、NPO団体や労働組合などが、この法律の対象とされる危険はなくなっていない。

そのことは、「共謀」と関係のありそうもない犯罪類型も含めて、懲役・禁錮4年以上の犯罪と規定されている全ての犯罪が共謀罪の対象になっていることにも示されている。さらに、一旦法律が制定された後、対象範囲が拡大されるおそれもある。

共謀罪の本質は、犯罪が行われなくても「犯罪を共謀した」というだけで処罰をするところにある。近代の刑罰法では、刑罰は犯罪行為が実行された場合のみを対象とする原則が確立されており、「テロ等組織犯罪準備罪」法案は我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こす。

「テロ等組織犯罪準備罪」法案による共謀罪そのものの本質に加えて、ことしの通常国会で強行された通信傍受法（盗聴法）の改悪とあわせると、警察の捜査が国民の人権を侵す方向で一層広げられる危険が現実のものとなっている。

よって、本市議会は、政府に対し、共謀罪の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」とし装いを変えて提案しようとしている、思想・信条の自由など人権を侵害する「テロ等組織犯罪準備罪」法案の提出中止を強く求める。

上記、決議する。

平成28年12月21日